

令和3年10月8日

県市町の長 殿
団体の長 殿

愛媛労働局雇用環境・均等室長

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」及び「小学校等休業等対応助成金に関する特別相談窓口」の周知について（ご依頼）

労働行政の推進につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために仕事を休まざるを得ない保護者への支援のため、事業主が有給の特別休暇を取得させた場合に、支払った賃金負担額の助成を行っています。

今般、令和3年8月1日以降の休暇に関して、より幅広い労働者等を対象とする「小学校休業等対応助成金・支援金」制度が再開され、また「特別相談窓口」への相談状況によっては、労働者が休業支援金・給付金の仕組みにより直接申請することも可能となりました。

つきましては、別添のとおり関係資料を送付いたしますので、ホームページへの掲載など、周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、関係資料等は、下記の愛媛労働局ホームページに掲載しておりますので、併せてご活用ください。

(https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/home/sintyaku_itiran/corona_sien_00001.html)



（お問合せ先）

愛媛労働局雇用環境・均等室

〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階

TEL: 089-935-5222